

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年2月22日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 大和田和男
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 萩谷 俊行
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 橋本 芳彦
総務部長 川田 俊昭 総務課長 会沢 義範
総務課長補佐 飛田 建 保健福祉部長 平野 敦史
社会福祉課長 綿引 稔 社会福祉課長補佐 山田 明
こども課長 加藤 裕一 こども課長補佐 住谷 孝義
介護長寿課長 萩野谷智通 介護長寿課長補佐 照沼 克美
保険課長 生田目奈若子 保険課長補佐 猪野 嘉彦
健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐兼ワクチン接種対策室長 鈴木 伸一
商工観光課長 石井 宇史 商工観光課長補佐 水野 泰男
建設部長 今瀬 博之 都市計画課長 渡邊 勝巳
都市計画課副参事 宮永 慎也 開発指導室長 黒川 耕二
都市計画課長補佐 金田 尚樹 学校教育課長 会沢 実
学校教育課長補佐 平野 玉緒

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

- …委員長報告のとおりとする
- (2) 那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について
…執行部より説明あり
- (3) いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結及びビジョンの策定について
…執行部より説明あり
- (4) 那珂市立地適正化計画の策定について
…執行部より説明あり
- (5) 那珂市耐震改修促進計画の改定について
…執行部より説明あり
- (6) 常任委員会委員長報告
…原子力安全対策常任委員長より報告あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは、おはようございます。

本日も新型コロナウイルス感染が拡大しておりますので、新型コロナウイルス感染症の対応として3密をできるだけ避けるために対策をして実施いたします。感染防止のため換気のため、廊下側のドアは開放させていただいております。

それでは、ただいまより全員協議会を開始いたします。

最初に、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

大変ご多忙の中、全員協議会にご出席を賜りました。ご苦労さまでございます。

令和4年第1回定例会に関しまして、今日は案件が出ております。ひとつ慎重なるご審議を賜りたいとともに、大分時間がかかるかと思っておりますので、ひとつその辺は分かりやすいように、そして簡潔に、執行部の皆さんにはお願いを申し上げたいと思います。昼にかかるとは思いますが、その辺はご理解、ご協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。ご苦労さまです。

事務局長 それでは、これより議長のほうの進行でよろしくをお願いいたします。

議長 ご連絡をいたします。会議は公開しております。傍聴可能でございます。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送をしております。会議内の発言は必ずマイクを使用して、質疑・答弁の際は、先ほど言いましたが、明瞭、簡潔をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願います。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会をいたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務

のため議会事務局職員が出席をしております。

まず最初に、市長からご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種施策にご理解、そしてご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、1月27日に国のまん延防止等重点措置が適用されまして、2月18日には3月6日までの期間延長も決定をし、依然として予断を許さない状況でございます。また、先週には市職員の感染が確認をされまして皆様に大変ご心配をおかけしているところでございますが、引き続き感染症対策を徹底し、万全を期してまいりますので、議員の皆様には今後ともお力添え賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、本日のマスコミ等でもありましたけれども、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結及びビジョンの策定についてなどにつきまして、ご説明をさせていただいております。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、議事に入ります。

まず最初に、議会運営委員会、萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 議会運営委員会の開催及び結果につきましてご報告いたします。

先ほど議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和4年第1回定例会について審議いたしました。

本日の議会運営委員会、全員協議会共通の資料をご覧ください。

提出予定議案は、一覧のとおり、条例改正や新年度予算などの議案が17件です。

いずれも第1回定例会中に上程をし、議案17件については資料3ページの委員会付託表（案）のとおり、各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

全員協議会の協議・報告案件は、2ページに記載のとおり、本日の全員協議会案件が4件、3月17日の予定案件が4件であります。

請願・陳情につきましては、今回請願が1件提出されました。申合せ内規に基づき、取扱いについては資料4ページの請願・陳情文書表（案）のとおり決定いたしました。5ページ以降に写しを添付しておりますので、ご確認をください。

一般質問は、9名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の8ページから通告順に記載してございます。先ほど、議会運営委員会で抽せんを行い、別紙、一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第1回定例会において

は一般質問の日程を2日間とし、3月4日、小池議員から古川議員までの6名、第7日、寺門議員から花島議員までの3名で実施することに決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程案は別紙のとおり3月1日から3月18日までの18日間とすべきものと決定いたしました。

議案質疑・討論の通告につきましては、会期日程案をご覧の上、通告をされる場合は遺漏のないようお願いいたします。また、今回の一般質問の通告内容につきましては、重複をしている内容がございます。議会運営に関する申合せ内規では、質問者間で調整をし、重複した質問はできるだけ避けるように努めるとしております。該当する方には文書でお知らせをしておりますので、調整をお願いいたします。

次に、委員会条例、会議規則についてですが、こちらは資料13ページからになりますが、災害や感染症の蔓延、育児、介護などにより委員会の委員の出席が難しい際に、委員長判断によりタブレットを使ったオンラインで会議に参加することを認める内容となっております。詳しくはこの後、事務局から説明があります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、12月定例会と同様、傍聴者を半分に減らし、アクリル板の設置、手指の消毒を行った上で開催することにします。

次に、議員研修会として、議員のコンプライアンスに関するオンライン研修を実施することといたしました。こちらは個別にタブレットを使って受けていただく方法となりますので、お配りしている議員のIDで入っていただき、研修を受けていただきますようお願いいたします。また、冊子も購入し配付しておりますので、こちらもご一読いただきますようお願いいたします。この件につきましても、詳細はこの後、事務局から説明があります。

以上、ご報告申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、事務局から補足説明がございます。

事務局長 まず、会期日程と新型コロナウイルス感染症対策について補足して説明いたします。

まず3月1日の定例会の日程なんですけれども、3月1日につきましては議会構成がメインとなります。執行部提出の案件の審議はないということから、開会時には執行部全員が一応参集していただきまして、会期の決定、会議録署名議員の指名、そのほか市長の開会のご挨拶がございます。

それが終わりましたらば暫時休憩いたしますので、それ以降は議会の構成の話になりますので、それ以降の本会議の開会時には執行部のほうは人数を削減いたしまして、市長、副市長、教育長、総務部長の4人が定例会に出席して議会構成の案件について立ち会うという形で実施をしたいと思います。

それから、一般質問についてでございますけれども、一般質問も現在、茨城県もまん延防止等重点措置が3月6日まで延長されておまして、やはり議場の中の人数を削減す

るということで、前回やりましたように、一般質問時につきましては執行部、議員の人数を削減いたしまして実施するというので決定をいたしました。

それから、新型コロナウイルス感染症対策でございますけれども、従来やっています基本的な感染対策をそのまま継続をしていきたいと思っております。アクリル板の設置であるとか検温、手指の消毒、マスク着用、あとは傍聴席については人数を半減させていただきます。

それから、議員の皆様におきましては、会期中、感染されますと会議が開会できなくなるおそれがございますので、会期中につきましては不要不急な外出等は避けまして、感染対策につきましては十分ご配慮をお願いしたいと思います。もし陽性となった場合には、現在期間が短縮されまして、発症した日から10日間は出席停止とさせていただきます。それから、もし濃厚接触者というふうに判断された場合も、その接触があった日から1週間につきましては様子を見るということで、出席停止というふうにさせていただきます。

くれぐれも気をつけていただいて、それから、発熱とかのどの痛みとかせきとか、そういう症状がある場合は、議会には出なくてはならないというふうな気持ちは分かりますけれども、できるだけ出席のほうは控えるようによろしくをお願いしたいと思います。

それから、3月1日の本会議でございますけれども、本会議の映像放映につきましてなんですが、3月1日の映像放映はユーチューブのライブ配信と、あとは館内のテレビ放送については実施いたします。ただ、その間に全員協議会が何回も入りますので、その切替えが難しくなりますので、全員協議会について、今はユーチューブで限定公開という形でやっています。その切替えがちょっと手間がかかりますので、1日については全員協議会については放送をしないということでご了解のほうをいただきたいと思っております。

続いて、委員会条例と会議規則のほうについて、大内のほうから説明がございます。

次長補佐 では、私のほうから委員会条例、会議規則についての補足説明を行いたいと思っております。

資料は13ページになります。

タブレットを導入したことによりまして、災害や感染症の蔓延、育児、介護により委員会の出席ができない場合において、委員長の判断によりオンラインでの委員会に出席できるよう改正を行うものでございます。

それでは、委員会の条例の改正部分について、新旧対照表を基にご説明したいと思います。

まず、改正部分、第15条会議の特例として加えます。

第15条の2、会議の特例。委員長は、災害の発生、感染症の蔓延、育児、介護、その他のやむを得ない理由により、委員会を開会する場所へ委員が参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により、出席者の状態を相互に認識しながら通

話することができる方法、オンライン会議システムを活用した会議を開くことができる。

第2項、前項の場合において、委員はオンライン会議により会議へ出席しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。また、第20条の秘密会については、オンラインでの会議はできないことを明記しております。

次に、会議規則の一部改正になります。資料の14ページ、新旧対照表をお開き願います。

改正部分は、第94条の2に、オンライン会議システムを活用した会議を加えます。こちらについては、記載の各条項にある出席委員に、オンライン会議システムにより会議に出席した委員も出席委員とするものです。

第117条は、委員でない議員についての出席についてもオンラインでの出席を含めるものです。

次のページをご覧ください。

第118条は、委員長はオンラインで出席する場合の議事進行を記載するものでございます。

第129条の不在委員については、オンライン会議システムに出席した委員は不在委員ではないことを記載しております。

第131条の起立表決及び第137条簡易表決については、オンライン会議で出席した委員については、画面に挙手をして表決を行ってもらうことを記載しております。

最後に補足ですが、議会の本会議についてはオンラインでの出席は、地方自治法第113条及び第116条において、出席の概念が現に議場にいることと解されていることから、現在、取手市議会等が法改正を国に要望しておりますが、認められていない状況でございます。

最後に、17ページ以降になりますが、那珂市議会タブレットの利用に関する要綱をつけてございます。既にこちらは12月に配付しておりますが、市の例規審査委員会にかけたところ文言修正等がありましたので、改めてお配りしたいと思います。

事務局からの補足説明は以上でございます。

議長 委員長並びに事務局からの補足説明が終わりました。

確認したいことございますか。

(なし)

議長 なければ、委員長報告のとおり決定をいたします。よろしく願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時17分）

再開（午前10時18分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についてを議題とい

たします。

まず初めに、国内及び県内の感染者の状況についてから那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について、執行部から一括して説明を願います。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。ほか関係職員が出席をしております。よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について、そちらのほうをご覧ください。

まず、2ページをご覧ください。

1、国内及び県内の感染者の状況について説明をさせていただきます。

(1) 国内の感染者の状況。

こちらの資料は2月9日の厚生省アドバイザリーボード会議資料のほうからの抜粋となっております。この時点、2月9日の時点では、全国の新規感染者数の増加が継続していて、増加速度は遅くなっているという報告がありましたが、1週間後、先週になりまして2月16日に出了されましたアドバイザリーボード資料の中では、全国の新規陽性者数は、今週先週比で見ますと1を下回っておりまして、直近1週間では減少の傾向が見られているということで報告をされております。年代別ではほぼ全ての年代で減少傾向が見られておりますが、80代以上、その年代のみが微増、若干増加しているという状況だというご報告がありました。

今後につきましては、新規陽性者数が減少をしても、当面、軽症、中等症の医療提供体制の逼迫が継続しまして、さらに高齢者の重症者数が増加して、重症病床も逼迫する可能性が高まっているということをもとめております。

その下には、オミクロン株の特徴のところが載っておりますので、参考までに載せてありますのでご覧いただければと思います。

次のページ、3ページになりますが、資料で行きますと右側のページになります。

(2) 県内の感染者の状況。

こちらの資料、茨城版コロナN e x t 対策において、1月18日からステージ2となりまして、1月31日には感染状況の悪化によりステージ3へと変更されております。その後、さらに状況が悪化したことによりまして、2月18日から茨城版コロナN e x t 対策のステージのほうは4となっている状況となっております。

これらの状況から、茨城県に出されておりましたまん延防止等重点措置の指定においても、3月6日まで延長されたところでもあります。県民の皆様に対しては、基本的な感染症対策の徹底や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛等の取組が、要請が続けられております。学校等の対策につきましても部活動や行事の一時制限、延期、中止が出ておりましたが、2月21日からは緩和する方向が示されております。

下のほうを見ていただきますと、2月14日現在の茨城県の感染者数の数字が入ってお

りますけれども、昨日2月21日現在の茨城県の陽性者数累計のほうが6万4,773人となっております。1週間でかなりの数が増加されていることが分かるかと思えます。

右側のほう、県の判断指標になりますが、県内の医療体制としまして病床稼働数、2月14日の時点では330床でしたが、21日の時点で380床稼働しているということで、増加をしております。②重症病床稼働数につきましても、9床だったところが16床となりまして、こちらのほうもステージが2から3へと変わっております、増加しているという状況になっております。

ただ、その下の③、④につきましては、1日当たりの新規陽性者数、2月14日に比べてまして2月21日につきましては1,317.8人ということで、若干減少をしております。④陽性者の濃厚接触者以外の数、そちらのほうも14日に比べてまして21日は626.5人ということで、こちらのほうも減少しているという状況になっております。

次のページをお願いいたします。

2、市内の感染者の状況について。

こちらのほう市内の新規陽性者数は、令和3年11月22日に206人目を数えて以降、今年1月8日までは該当者はおりませんでした。1月9日以降、1月15日を除きまして毎日新規陽性者数のほうが発表されておまして、2月14日現在で554人、2月21日現在で633人となっております。1週間当たりの新規陽性者数は、1月30日から2月5日までの週が最も多くなっておまして、デルタ株によって感染拡大が続きました昨年夏、8月の最も陽性者数が多かった週が、下グラフのほうに入れてありますが16人となっておりますが、今回、1月30日から2月5日のところが139名となっておりますので約8.7倍というところで、かなりこの第6波の感染者の数が多いことが分かるかと思えます。

ここで、資料のほうにはないんですけれども、先日、那珂市職員の新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たということで、2月17日に議員の皆様にはお知らせをしたところではあります。簡単にその後の経過をご報告させていただきます。

2月17日に職員の陽性が確認されまして、その後の対応としまして、検査をしたという時点で本庁舎内関係フロアの消毒のほうを済ませております。その後、該当する職員のほう、業務上の接触歴、感染予防策、そちらの状況からいって濃厚接触者はおりませんでした。現在のところ、同じ課の他の職員につきましても体調不良者はおりません。引き続き体調不良等に関しましては、日頃から注意はしているところではあります。より注意をして勤務に当たることとしておりますので、ご報告をさせていただきます。

次が右側5ページのほうになります。

3、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況になっております。

今回は、令和3年12月6日に開催をしました第66回から令和4年2月7日に開催をしました第69回までの、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況につきましてまとめさせていただきました。内容につきましては、対策本部会議の後にその都

度、議員の皆様にはご報告をさせているものと同様となりますので、参照していただければと思います。

報告はここまでで、以上です。

議長 説明が終わりました。

確認したいことはありますか。

勝村議員 この本部会議の件ではないんですが、ワクチンについてもいいですか。

健康推進課長 ワクチン接種につきましては、この後、各課の対策の進捗状況の後にワクチン接種のほうの報告をさせていただきます。

議長 ほかにありますか。

花島議員 感染した職員の方なんですが、年代、何歳まではいいですけども20代、30代、40代とかそういう年代と今の健康状態をお聞きしたいんです。

総務課長 総務課です。お答えさせていただきます。

年代は50歳代の方です。ご本人のほうにつきましては、自覚症状というものは今のところ出ておりませんで、宿泊施設のほうで療養中となっております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、健康推進課の説明を終了いたします。

続いて、市立小中学校、幼稚園の対応について、学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。

市立小中学校、幼稚園の対応についてご説明させていただきます。

(1) 3学期の対応でございます。

今回第6波では、小学校での感染が拡大したことから、小学校と中学校で対応が異なっております。

まず、中学校ですが、登校及び授業は通常どおりですが、1月29日から2月20日まで部活動のほうを中止しております。また、リスクの高い活動も自粛といたしております。2月21日月曜日、昨日から部活動のほう再開しておりますが、まん延防止等重点措置が延長されましたので、その期間中3月6日日曜日までは部活動につきまして平日は活動の時間を短縮、土日祝日は中止としております。

小学校ですが、1月31日から2月18日、先週の金曜日までの期間、リモートによる学習指導といたしました。タブレットによる双方向での授業やプリント、ドリルなどの自習も含めた学習を行ってまいりました。前回9月に実施した際と同様に、家庭で見られない児童につきましては学校での預かりも実施をいたしました。

ひまわり幼稚園につきましては小学校と同じ期間、こちらは分散登園を実施いたしました。

(2) 学校行事や活動の対応でございます。

中学校ではスキーの宿泊学習は延期しまして、現段階では実施を予定しておりますが、今後の感染状況によって対応の変更もあるかというふうに考えております。

2月の第3土曜日2月19日でございますが、小中一貫教育発表会を予定しておりましたが、こちらは中止といたしました。

小中学校の卒業式と入学式でございますが、出席者の感染拡大防止や不安軽減のため、卒業式につきましては1家庭につき1個、入学式は1家庭につき2個の抗原検査キットを配布いたします。検査で陰性となった方のみ式へ参加できるといった条件とするものではございませんが、体調に異変のある場合や不安軽減のためにご使用いただきまして、もし陽性となった場合には式への参加を控えていただきまして、速やかに医療機関を受診していただきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

何かお尋ねしたいことございますか。特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、学校教育課からの説明は以上でございます。

続きまして、市の独自支援事業等の進捗状況について、プレミアム付商品券事業から子育て世帯生活支援特別給付金事業まで、執行部から説明を願います。

まず最初に、政策企画課長からお願いをいたします。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。よろしくお願いたします。

8ページでございます。

5、市の独自支援事業等の進捗状況についての1つ目の丸のプレミアム付商品券事業、市独自支援事業につきましてご説明をいたします。

この事業の概要としましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済活動を回復させるために市がプレミアム付商品券を発行し、市民の消費を喚起して、市内経済の活性化を図ることを目的に令和2年度に引き続き第2弾として実施したものでございます。

1冊当たりの販売金額は5,000円で、6,500円分の利用ができる商品券を5万部発行いたしまして、昨年8月1日からスタートして、11月30日まで実施をいたしました。

販売状況では、1次販売、2次販売と行いまして、10月4日に全て完売いたしました。利用状況につきましては、全体の99.6%で、第1回目と同じ換金率となっておりまして、換金額のほうでは3億2,369万6,000円となりました。

続きまして、その下の丸になります。

新型コロナウイルス感染症PCR検査事業、市独自支援事業についてご説明いたします。

事業概要ですが、2月20日までのまん延防止等重点措置期間中で、感染者数が高い水

準で推移している中、茨城県による無料の検査体制が一時的に休止した状況を受け、継続した市民の安心安全と不安軽減、市内の感染拡大防止を図ることを目的とし、昨年8月から9月にかけて実施したPCR検査事業を再開したものでございます。

今回のPCR検査は、2月10日木曜日、15日火曜日、17日木曜日の各午前中に実施いたしました。検査方法や対象者、自己負担金、実施場所などは前回同様で記載のとおりでございます。この検査における実績でございますが、2月10日が2人、15日が6人、17日が16人、合計24人の検査を行いました。全ての方が陰性という結果でございます。

なお、2月18日にまん延防止等重点措置期間が3月6日まで延長されたことと、茨城県による無料検査が再開されていないということから、本日2月22日火曜日、24日木曜日、3月1日火曜日、3日の木曜日、こちらの4回につきまして同様にPCR検査を実施することといたしました。本日22日も検査日となっております。現在行っているところでございますが、本日は4人の方を検査する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、社会福祉課。

社会福祉課長 社会福祉課長の綿引です。よろしくお願いいたします。

それでは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業をご覧ください。

説明させていただきます。

事業概要でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付けの終了などによりまして、緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない世帯が存在するため、一定の要件を満たす世帯に対しまして、就労による自立を図るための自立支援金として支給するものでございます。

申請期間、対象期間でございます。申請期間は令和3年7月1日から令和4年3月31日まででございます。支給期間は、初回最大3か月に加えまして最大3か月の再支給を可能としておりますので、合計最大6か月となっております。

進捗状況、実績等でございます。7月1日から相談申請窓口を市総合保健福祉センターひだまり内の自立相談サポートセンターに開設いたしまして、受付業務を開始いたしました。また、社会福祉協議会から情報提供をいただいた現在の支給対象となり得る113世帯に対しまして、案内通知を発送いたしました。あわせて、市ホームページに事業のお知らせを掲載してございます。実績につきましては、現在相談件数が65件、申請件数が7世帯、支給件数が7世帯でございます。

次のページをご覧ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。

事業概要でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援が受けられるように、住民税非

課税世帯等に対しまして1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

申請期間、対象期間でございます。申請期間は令和4年2月1日から令和4年9月30日まででございます。

進捗状況、実績等でございます。先月31日に、支給対象世帯に確認書を発送いたしました。翌今月1日から給付金の窓口を社会福祉課前の会議室に開設いたしまして、受付業務を開始いたしました。あわせて、市ホームページに事業のお知らせを掲載しております。実績につきましては、10日現在で送付件数4,427世帯、受理件数1,654世帯、支給件数993世帯でございます。

以上でございます。

議長 続いて、こども課からお願いをいたします。

こども課長 こども課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうは10ページの下段になります。

子育て世帯生活支援特別給付金事業（国支援事業）についてご説明いたします。

まず、事業概要でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親、二人親の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人当たり一律5万円を支給するものでございます。

まず、①としまして低所得者のひとり親世帯と、②としまして①以外の住民税非課税の子育て世帯となります。

対象期間でございます。①のほうは令和3年4月21日から令和4年2月28日まで、②のほうは令和3年7月13日から令和4年2月28日までとなっております。

進捗状況、実績でございます。まず、①のほうは給付世帯数350世帯525人で、給付総額2,625万円となります。②のほうでございますが、給付世帯数175世帯295人で、給付総額1,475万円となります。こちら2月10日現在でございます。

続きまして、次のページ11ページをお願いいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金事業、こちらも国支援事業でございます。

事業概要でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の1つとして、臨時特別の一時金、児童1人当たり一律10万円を支給するものでございます。また、支給基準日より後に、離婚等をした方で新たに児童を養育している方についても、給付金を支給するというものでございます。

申請期間でございますが、令和3年12月8日から令和4年3月31日となっております。

進捗状況でございます。給付世帯数4,847世帯7,374人、給付総額7億3,740万円でございます。こちらも2月10日現在でございます。

続きまして、その下でございます。

子育て臨時応援給付金事業、こちら市独自支援事業でございます。

事業概要でございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業、国支援事業の給付対象外となる児童を養育している世帯へ給付金、児童1人当たり一律10万円を支給するものでございます。

申請期間等は令和4年1月4日から令和4年3月31日まででございます。

進捗状況でございます。給付世帯数272世帯367人で、給付総額が3,670万円でございます。こちらも2月10日現在でございます。

子ども課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 3課からの説明が終わりました。

確認したいことはありますか。特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、次に進みます。

ここで、暫時休憩をいたします。入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時45分)

再開(午前10時46分)

議長 それでは、再開をいたします。

続きまして、市の独自支援事業等の進捗状況について、国民健康保険傷病手当金から就学奨励特別支援金まで、執行部から説明を願います。

まず最初に保険課、介護長寿課、健康推進課、商工観光課、都市計画課、学校教育課の順に説明を願います。

保険課長 保険課課長の生田目です。よろしく願いいたします。

資料のほうは11ページをご覧ください。

それでは、国民健康保険傷病手当金についてご説明いたします。

傷病手当金は新型コロナウイルスの感染等により働けなかったときに、一定の収入を確保できるよう支給するものでございます。

対象期間のほうは資料では令和4年3月31日までとなっておりますが、この資料作成後に国の財政支援の対象期間が令和4年6月30日まで延長されることになりました。そのため、今後市規則を改正しまして、対象期間を6月30日までとしてまいります。

実績ですが、令和3年度の申請件数は、1月31日現在で2件となっており、前回報告時から変更はございません。

続いて、次のページをご覧ください。

国民健康保険税の減免についてご説明をいたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少した被保険者を対象に、令和3年度分の国民健康保険税について減免を行うものでございます。

実績ですが、減免決定者数は2月14日現在で12人、減免決定額は294万9,600円となっております。前回報告時から3人増えてございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。よろしくお願いいたします。

介護保険料減免等につきましてご説明いたします。

資料は12ページの中ほどからになります。介護保険料減免等をご覧いただきたいと思
います。

初めに、事業概要になります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少いた
しました被保険者を対象に、令和3年度分の第1号被保険者の介護保険料について減免
を行うものでございます。

申請期間につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、進捗状況、実績等になります。介護保険料減免に関する周知につきまし
ては広報なか、それから市のホームページにより記事を掲載いたしましたほか、8月に発
送いたしました介護保険料の通知書によりご案内をしております。

令和4年2月14日現在の状況でございますが、減免決定被保険者数は3名、減免決定
額の合計につきましては15万7,877円という状況でございます。

なお、介護保険料の徴収猶予につきましては、申請はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。よろしくお願いいたします。

資料は13ページになります。

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者に対する食料品等支援事業について、市独
自事業になります。

事業概要ですが、自宅療養者のうち近隣にその者の生活を支援することができる親族が
いない者に対しまして、市が日常生活を営むために必要な食料品等を支援することで、
自宅療養者の生活の安定を図り、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に努めるもので
ございます。

対象期間は令和4年3月31日までとしております。

対象者、食料品等の内容につきましては、そちらに記載されているとおりですのでご覧
いただければと思います。

2月10日現在までの実績といたしまして、申請件数のほうは14件、食料品の合計申請
数は52人分となっております。

日用品につきましてはその方の必要度に応じてなので、一律ではないというところでは
ありますが、日用品17品となっております。

給付総額としましては、総額36万652円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。

商工観光課所管の市の独自支援事業等の進捗状況について説明させていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料13ページをご覧くださいと思います。

下段になります。

茨城県中小企業継続応援貸付金負担金になります。

県と協調し、事業の継続や雇用の維持を支援するために200万円を上限に貸し付けるもので、市負担分は4分の1、最大50万円になります。

申請期間につきましては、令和3年9月30日に終了となっているところです。

実績につきましては、貸付件数が4件、負担額が197万5,000円となっております。

では、次ページ、14ページをご覧ください。

続きまして、雇用調整助成金等申請支援金になります。

国の雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士に依頼して行った場合、10万円を上限に交付するものです。

申請期間につきましては、令和3年12月31日で終了となっております。

実績につきましてはございませんでした。

続きまして、経済対策支援制度利用支援金になります。

国及び県の経済対策支援制度の交付を受けた事業者に対し、支援制度等の申請に要した費用の一部について、3万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、令和3年12月31日で終了となっております。

実績につきましては、給付件数が4件、給付額が12万円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策等支援金になります。

感染症拡大防止対策を実施するために必要とする経費について、5万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、令和3年11月30日で終了となっております。

実績につきましては、給付件数が224件、給付額が1,028万2,796円となっております。

続きまして、小規模事業者持続化支援金になります。

国の小規模事業者持続化補助金を利用し、給付を受けた事業者に対し、自己負担する経費の2分の1以内、25万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、3月31日までとなっております。

実績につきましては、給付件数が14件、給付額が223万826円となっております。

次ページ15ページをご覧ください。

続きまして、営業時間短縮協力事業者等支援金になります。

県の営業時間短縮要請協力金を受給した事業者へ10万円を支援するとともに、飲食店と直接取引がある事業者、または主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者で、令和3年9月末まで実施された外出自粛要請等の影響により、令和3年7、8、9月の売上げが前年、または前々年同月比で30%以上減少した事業者に20万円を支援す

るものです。

申請期間につきましては、令和3年12月31日で終了となっております。

実績につきましては、給付件数が208件、給付額が4,590万円となっております。

続きまして、営業時間短縮協力事業者等支援金第2回になります。

こちらは、さきにご説明いたしました営業時間短縮協力事業者等支援金の申請期間終了後、改めて該当月を変えて、売上げが減少した事業者を支援するものとなっております。飲食店と直接取引がある事業者、または主に対面で個人向けに商品やサービスの提供をする事業者で、令和3年9月末まで実施された外出自粛要請等の影響により、令和3年10、11、12月の売上げが前年、または前々年同月比で30%以上減少した事業者に20万円を支援するものです。

申請期間につきましては、2月28日までとなっております。

実績につきましては、給付件数が91件、給付額が1,820万円となっております。

商工観光課からは以上となります。よろしく願いいたします。

都市計画課長 都市計画課長の渡邊です。

資料は15ページ、下段となります。

交通事業者等支援事業についてご説明いたします。

初めに、事業の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大、移動自粛などにより利用者が激減した交通事業者に対しまして、事業の継続を支援するものでございます。

次に、申請期間でございますが、令和3年10月1日から令和4年1月31日まででございます。

申請件数につきましては3件ございまして、合計で81万円を交付しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。

資料16ページでございます。

就学奨励特別支援金につきましてご説明いたします。

こちらの事業でございますが、学校での感染防止に必要なマスク等の購入費につきまして、要保護・準要保護世帯の負担軽減のため支援金を支給するものでございます。

実績でございますが、11月1日時点の該当世帯に対しまして、小中学生合計300人、金額にしまして930万円のほうを支給しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことはありますか。特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時10分）

議長 再開いたします。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について、健康推進課長から説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。よろしくお願いいたします。

資料は17ページになりますので、ご覧ください。

6、新型コロナワクチン接種の状況についてになります。

（1）接種実績になります。こちらは、資料を作成した時点ですので、2月14日時点となっております。前回までの1回目、2回目、そして今回3回目、追加接種が始まっておりますので、各年代ごとに1、2、3回目という形で接種率を入れております。

2月14日時点で、全体で3回目の接種が終わられた方7,610人となっておりますけれども、2月20日時点、そちらの時点で全体合計としましては1万128名ということで、その後も接種が進んでおります。今、国のほうでも重症化のリスクが高いということで、高齢者の接種のほうをできるだけ早く進めるようにといった形での指示が出ておりますけれども、2月20日時点で65歳以上の接種が終わられた方7,003名となっております、接種率としましては42.8%まで上がってきているところということとなっておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

（2）追加接種の接種状況。接種券の送付、接種時期につきまして、そちらの下段の表になりますけれども、2回目の接種を令和3年8月までに終えられた方、6か月を過ぎる時期としまして、この2月の日にちをもちまして6か月間を過ぎますので3回目の接種ができると、そういった方に対しましては、先週全て接種券の送付のほうは済んでおります。今後は昨年9月以降に接種をされた方に順次、接種券の送付をしていく予定でおります。

次のページをお願いいたします。

そちらには、市設営の集団接種と県のほうで実施しております大規模接種会場の実施状況を入れてあります。どちらもモデルナワクチンを使っている接種となっております。市設営の集団接種につきましては、2月の日程を8日間設定いたしまして、既に5日間終了をしております。3月の日程につきましては、そちらに中旬まで載せてありますけれども、申込み状況に合わせながら後半もつくっていく予定でおります。

それと、中にあります3月11日、12日につきましては、前回1、2回目も障がいのある方の専用枠を設けましたけれども、今回の追加接種につきましてもその2日間の時間において、障がいのある方の専用枠としてつくっております。先週申込みのほうを開始しまして、ある程度申込みのほうも埋まってきているという状況になっております。

県の大規模接種につきましては2月の日程が11日間で、県の大規模のほう2月につきましては1日60名という定員を県のほうから割り当てられております。3月につきましては16日間設定がされておまして、3月の県の大規模接種会場におきましての定員は1日90名ということで、3月のほうが若干人数の受入れが大きいというところになっております。

2月の最初の頃に集団接種のご案内を差し上げたときは、なかなか申込み状況が進まなかったところではあるんですが、現時点におきましてはご紹介している日程、ほぼほぼ予約のほうが入ってきているというような状況となっております。

こちらには入れてありませんが、これ以外、市内の医療機関で個別接種、集団接種ご協力をいただいておりますけれども、2月の使用ワクチンのほうはファイザー社のものが主流となって接種を進めていただいておりますが、国からのワクチン供給の状況に合わせて、3月の接種につきましては集団接種会場と同様でモデルナのワクチンを使いながら、そちらのほうの割合が多くなる形での個別接種のほうも進めていく予定であります。各医療機関のほうもご協力をいただきまして、3月の予約も早々に入っているということはお聞きしております。

(3) 小児、5歳から11歳の接種についてになります。

国のほうで特例臨時接種として位置づけをするということで決定がなされておまして、3月から接種が進められるように準備を進めております。

対象者につきましては5歳から11歳の方、那珂市内であれば約3,000人となります。

接種回数、接種間隔につきましては、3週間の間隔を置きまして2回接種となっております。

ワクチンは、小児用はファイザー社のものが承認されておりますので、ファイザー社のもので小児専用というものになっております。

接種券の送付時期につきましては、来週2月28日を予定しております。

接種時期につきましては、そちら3月中旬と書いてありますけれども、医療機関とちょっと今調整を進めておまして、上旬から接種ができるような形で進めていきたいと考えております。ただ、国から来るワクチンの数が、最初から潤沢に来るわけではないので、制限がされておりますので、その範囲内でできる形で調整をさせていただいて進めているという状況となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

お尋ねしたいことはありますか。

笹島議員 これは65歳以上が那珂市は3回目が30%ですよ。県内では16.7%ぐらいだと思いますけれども、これは結構県内でも早いほうですか。

健康推進課長 県のほうで公表されているものは年代が65歳以上のものではなくて、その

対象者に対する人口で見た接種率になりますので、そちらのほうで見ると那珂市は21番目、公表があったときにはちょうど真ん中ぐらいの数字だったと思います。

そのときから見ても、この資料も2月14日の時点で65歳以上5,000人弱というところでしたけれども、1週間たちまして7,000人まで接種が進んでおります。今、市内の先生方にもご協力をいただいたり、市の集団接種もつくっておりますので、1日300人から500人程度接種を進めていただいているという状況になりますので、いつに終わるかという確定はできませんが、ご協力をいただきながら、少しでも早く希望される方が接種できるようにということで進めております。

笹島議員 これ集団接種はモデルナで、市内はファイザーでやっていると思うんですけども、ここはどうですか。今言った集団接種のほうでモデルナは人気がないと。要するに、ファイザー、ファイザー、またファイザーでやりたいという65歳の方が多いと思うんですけども、ファイザー、ファイザー、モデルナはちょっとというわけで、ファイザーのほうにということで市内の医療機関で受けると。那珂市はどうなっているんですか、それは。

健康推進課長 スタートした当初は、やはり、ファイザー、ファイザー、ファイザーがいいというご希望の方がたくさんおられました。ただ、国のほうでもワクチンが、ファイザー、ファイザー、モデルナの交接種でも効果は十分にあるということを公表しておりますし、今時点としましては、ファイザーがいいとおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、今あるものはモデルナですということをご紹介させていただきながら、集団接種のほうの受付はしておりますので、そちらのほうは十分に入ってきているというところではあります。

個人個人で見ればファイザーがいいという方もいらっしゃると思いますが、医療機関においても3月の予約分につきましては大半がモデルナを使用するという形になってきておまして、そういったことをご紹介の上、医療機関の接種のほうも希望されて予約は入っているという状況は聞いております。

笹島議員 前は国のほうは第2回終わってから8か月と言ってましたね。ころっと変わって今度は6か月という形でスピーディーにやってほしいと。あとは今までは大した接種もできなかったんですけども、今度は岸田首相も1日100万回ということ saying、その成果ということは、実際に市町村では、那珂市では表れているんですか、それは。国の言っていたことと、今言っていた8か月を6か月というふうにしるということと、それから100万回ということと、もっとスピーディーにやれということで、国から自治体に来ていることに対して、那珂市はどういう変化が来ましたか。

健康推進課長 ワクチン接種につきましては、当初8か月期間を置いてからの接種ということで準備を進めておりましたので、急遽6か月までの前倒しということで、かなりこちらの事務部分の負担も大きくかかりましたし、その分を医療機関のほうへお願いするとい

うところでも、医療機関の先生方のほうにもご負担をかけた部分はあるかとは思いますが。

ただ、できるだけ、国が1日100万回という目標を掲げて接種をして、市町村割にしたら何件なんだというところまで細かく出しているわけではありませんし、できる限り接種機会を多くつくって、希望される方が望まれるようにということで、日々努めております。その効果がどうかと言われますと、こちらとしてはその効果がどうだという検証はまだできておりませんが、日々接種が受けられるように努めてはいるというところが現状でございます。

笹島議員 私もそうなんですけれども、接種券がなかなか届かなかったという。要するによく通っているクリニックか何かに行って、何々さん、何月何日これやりましょうと言うけれども、まだ那珂市のほうから接種券が届いていないということで、すみません、先生、もうちょっと遅らせてもらおうという話も聞いているんですね。ですから、その接種券の遅れと、それから、供給体制ですか。国から来ている、今言っていたワクチンの供給体制がやっぱりアンバランスになっているからそういうことになっているのかどうか、ちょっと伺います。

健康推進課長 接種券の送付につきましては、当初8か月の予定で印刷業者もお願いして、全て組んでいた中でしたので、そこを那珂市だけが6か月に前倒しをするということではできないということで、そういった券の発行につきましても、当初の6月に終わられた方、7月に終わられた方、その方についての接種券送付は6か月の時点では送付できておりませんので、そこに関しましては難しかったところではあります。

ワクチンにつきましては、最初、前回までの、1、2回目までのファイザーのワクチンの残っているものと、それに合わせて1月の中旬、下旬の頃にモデルナのワクチンが入ってきましたので、当初ファイザーのワクチンで進めていた中で、一気に数を増やせるとなったのはモデルナのワクチンが入ってきてからということになっております。その時期が1月下旬から2月当初になったということになっております。

議長 ほかに。

勝村議員 今、そのワクチンの供給ということで、1、2回目のワクチンが残っていた可能性もあるわけですよね。その後、順次、ワクチンはきちんと入ってきているのでしょうか。

健康推進課長 現在のところは、国からの供給計画に基づいて2週間に1回ずつ、ファイザーのもの、モデルナのもの、2週間ごとに配送される予定になっておりますので、その計画どおり今は供給をされております。

勝村議員 そうすると、各医療機関のほうへファイザーのワクチンを供給するときに、順番があると思うんですよね。早く着いたものはこれから出していくと。後から来たものを先に出すということはないと思うんですが、その辺はどうなっていますか。

健康推進課長 ワクチンの有効期限がそもそも決まっておりますので、新しく来ても、その前に来ていたものよりも有効期限が早いものも実際にありました。ですので、有効期限が

短いものからまずは使っていただくという形で、こちらのほうもそれを全て管理をしながら、医療機関には、実際に置いてあるのは医療機関の冷凍庫に入れていただいておりますが、使用期限等につきましてもこちらが全て管理をしております、そこから取り出して配分する、そういったところもこちらがどのワクチンを出すという形で管理をしておりますので、そのあたりは間違いがないような形でやっております。

勝村議員 私の知り合いがワクチンを打ったんですが、1月28日にやった方が2月28日の有効期限、別の方が同じ医療機関で2月19日にやりました。ところが、これは1月31日までの有効期限のワクチンであったということなんですよね。この辺がどうなっているのかなど。

健康推進課長 ファイザー社のもの、モデルナ社のワクチン、どちらにつきましても、当初言われていた有効期限が3か月延びております。そういった関係で、ちょうどこの1月から2月にかけての有効期限で、そもそもが有効期限のラベルが入っているもの、そちらのほうの期限は3か月間延ばして有効となっておりますということで、一応そういったお知らせはしてあるんですけども、十分に伝わっていなかったのであれば、こちらとしてはもう少し、まだその期限が延びているものの在庫がありますので、そういったお知らせの仕方は考えていきたいと思っておりますが、国のほうが期限を延ばして使用するというので、全てどのロットも何月何日までだったものを何月何日までにすると。

例えば、1月31日のものであれば4月30日まで有効期限が延びて大丈夫だということで公表しておりますので、特に期限については問題はないかと思っております。

勝村議員 私が言いたいのは、1月28日にワクチンした方が、これは2月28日までの有効期限のものであったと。2月19日に接種した方は、1月31日までの有効期限であったと。逆になっているんじゃないのということを言われたんですがね。その辺はどうなんですか。これは同じ医療機関ですよ。

健康推進課長 こちらのほうである程度有効期限の短いものから使用してほしいと。こちらのほうで配送するものについては、そういったことで進めてはおりますけれども、1月31日の有効期限、実際1月31日ですと4月30日までの有効期限があったもののほうが後から使われていたということでもよろしいんですよ。そちらのほうにつきましても、できるだけ有効期限の短いものから使っていただきたいという指導は、こちらのほうで医療機関ではしておりますけれども、そのときの人数によって、中途半端な本数が残っていたりとか、そういうことによっては多少そういった期日が違うものが前後するということは起こり得ることではあるのかなど、今お話を聞かせていただいて考えております。

勝村議員 3か月延びたということ、これ私も気がつかないんですけども、これいつ決まったんでしょうか。これ公表はされているんですか。

健康推進課長 昨年9月か10月ぐらいだったと思いますけれども、公表はされております。市のほうにもそういった文書で、ロット番号で期限がいつのものがいつになるというの

は全て文書で来ておりますので、そういったもので期限は明らかに国のほうがそういった形になりますという通知は来ております。

勝村議員 ということは、私がそれを見逃していたということであって、国のほうも9月に公表しているということではないんですか。

健康推進課長 9月何日だったか、まだちょっと今、記憶が定かではないんですが、9月から10月の時点ではもうワクチンの有効期限はそこまで延ばすという話は出ておりました。

古川議員 確認なんですけれども、17ページの下段の表で、3回目の接種券の通知予定日があって、例えば、3月7日に通知するものは接種の時期は3月中旬ですよというふうにありますね。これ今、どこまで、接種時期3月中旬、4月上旬、中旬とありますけれども、今どこまでモデルナ、ファイザーを問わず手元にどうか到着しているんでしょうか。

健康推進課長 手元に到着しているというのは。

古川議員 いわゆる届いているのか。

健康推進課長 ワクチンがですか。

古川議員 はい。

健康推進課長 ワクチンにつきましては、今、国のほうから来ているものにつきましては、ほぼ4月上旬ぐらいまで使えるだけのワクチンのほうは来ております。順次使いながら、また順次2週間置きに入ってくるという体制になっておりますが、今の在庫の中ではこちらで予定をしている接種ができるのは4月上旬分ぐらいまでのワクチンの確保はされております。

古川議員 はい、分かりました。

例えば、5月上旬に接種時期を予定しているものまで在庫としてありますよと、だとしても早めに早めにといてもやっぱり6か月より前より前倒しはできないわけですよ。4か月で打ってしまうとか、5か月で打ってしまうとかね。分かりました。

もう一つなんですけれども、接種券の通知が届いたときに、あなたは何月何日会場はどこどこ、例えば、市の集団接種会場という日にちがもう入っていますよね。日にちが入っているんですよ。あなたは3月の何日と何日と何日に受けられますよということが書いてあるのね。18ページに2月とか3月、たくさんこう日にちが書いてありますけれども、こんなには書いてないんですよ。ある程度、もう1週間か2週間ぐらいの枠で書いてあるんですね。

例えば、先ほどファイザーとモデルナの話が出ましたけれども、どうしてもファイザーがいいという場合は、その日にちは無視して、その後の接種する予定の方の日程がまた出てきますよね。そこまで先延ばしして、自分で、このいただいた日にちにはもうモデルナしかない、モデルナしか打てない。だから、どうしてもファイザーがいいので次まで待ちたいとかという方がいたら、それはそれでいいんですか。といっても、ファイザー

ーが入ってこなければどうしようもないでしょうけれども。

健康推進課長 こちらとしましては、できるだけ選ばずに早めに進めていただきたいということはもちろんですが、これは義務ではありませんので、ご本人がどうしてもファイザーがいいということであればお待ちいただいていた接種にならざるを得ないという状況にはなっております。

古川議員 分かりました。待とうと思えば待てると。遅くはなるけれども、待とうと思えばできるということですね。ただ、ファイザーが実際これからはあまり入ってこない、先ほどモデルナがほとんど主流になるという話ですけれども、入ってこないのを待っててもしょうがないので、その辺は例えば私たちが聞かれたときに、ファイザー打ちたいのは分かるけれども入ってきませんよというようなお答えをしていいのか、その辺どうでしょうか。

健康推進課長 全く入ってこないというわけではないので、2週間に1回、今の国からの示しであれば、2週間に1回でファイザー社のワクチン1箱といいますと、1,100人分ぐらいしか入ってこないんですね。そうすると、そこでどれだけの方ができるかというのはかなり厳しいとは思っております。ただ、入ってこないとも言い切れないので、入ってきてもかなり少ない。

そうすると、そのワクチンを有効に使うといったときに、どうしても今、若い方、そもそもこの3回目についてはまだ明らかに言われてはないんですが、前回1、2回目につきましては、20代、10代の若い方がモデルナのほうが心筋炎のほうの発生する確率が若干高いと。ファイザーもないわけではないんですが、そういったところへ少し残しておく必要もあるのかなということも、こちらのほうでは内々考えてはいる部分もありますので、入ってこないわけではないんですが、できるだけ選ばずにやっていただくことのほうが感染予防、発症予防を考えれば、重症化予防を考えればいいのではないかとということで、皆様にご説明いただいて、ご希望がある方には接種勧奨をしていただければと思います。

古川議員 分かりました。そのようにご案内をするんですけれども、私は1回目も2回目もモデルナなので、3回目も別にどっちでもいいなと思っているんですけれども、やっぱりファイザーを打った方とモデルナを打った方の副反応が、こんな感じだったとよく皆さんから聞きますよね。どうしても僕の周りにはですけども、モデルナを打ったほうが副反応が強かった、熱が出た、体調が悪いとか。だから、接種日の翌日なんかは休みを取らなきゃいけないみたいなというふうに思っている方が結構いるので、なるべくうわさでしょうけれどもファイザーのほうがあまり副反応がないらしいよと聞くと、どうしてもファイザーを打ちたいなと思う方もいるのかなと。

それが今の現状という、ファイザーがすぐ埋まってしまってモデルナのほうの日程が若干余裕があるというふうになっているのかなという気がするので、ちょっとその辺を状

況をお聞かせいただきました。ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

花島議員 一言、コメントです。

有効期限が3か月延びたという話は、普通のやり方じゃないですよ。それを認識してもらいたいと思います。ロット番号で管理しているといっても、例えば、一度、これは3か月延びたんだよみたいな話をすると、違うロットについても同じようなことがある、考えてしまう可能性があるんで、普通はやらないんですね、そういうことは。新たに製造して有効期限を書いたものを、いつですと、ちゃんと見ただけで有効期限が分かるようにするのが普通のやり方。

ただ、事情は分かります。数が少ないということで、きちんとなるべく有効にしようということなんで、事情は分かりますが普通のやり方じゃないということは認識していただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

原田議員 5歳から11歳の接種について伺いたいんですけども、結構周りで親御さんたち、不安に思っている方が多くいらっしゃいまして、接種するか接種しないかの判断材料となるような何か説明やら、副反応に対して正しい知識とか、それらを親御さんたちにも提供したいと私は思っているんですけども、市としてはどのような方法でそうしたことをされるのかお聞きしたいと思います。

健康推進課長 5歳から11歳の方の接種につきましては、今、発送準備を進めております。その中の資料として、個別で接種券を発送いたしますので、そちらの中の資料の中に、厚生労働省のほうで出している資料なんですけれども、保護者向けの説明とお子さん向けの、小さいお子さんにはちょっと難しいと思いますが、お子様向けの説明書きがあります。そういったものを同封して、よく判断をしていただくと。

あくまでも今回のこの小児に関しましては、国のほうも努力義務は課していないんですね。だからといって、どう判断したらいいんだと、逆に保護者の方が迷う部分はあるとは思いますが、市としては、その接種を希望された場合に接種機会をきちんと確保しておくという姿勢で、接種の日程とかはもちろんつくりますけれども、判断のほうでそういった資料を見たり、かかりつけの先生のほうにご相談をしながら保護者の方に判断をしていただく、そこをお願いするしかないと思っております。

原田議員 ぜひできる限りの説明はしていただきまして、あと、やはり私の知り合いなんかも10歳未満のお子さんにはちょっと見合わせようかとか、悩んでいる親御さんが結構いらっしゃいまして、そうしたところでやはり保育園や幼稚園など集団行動の中で、接種するかしないかというのは今でも問題にはなっていると思うんですけども、そうした同調圧力やらそういったことが子供たち中で感じないように努力はしていただきたい

などと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 なければ、これでこの項を終了いたしまして、暫時休憩をいたします。入替えをお願いします。

休憩（午前11時43分）

再開（午前11時44分）

議長 再開をいたします。

いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結及びビジョンの策定について、政策企画課長から説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

全員協議会資料の1ページ目からになります。

いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結及びビジョンの策定についてのご説明をいたします。

昨年12月の第4回定例会において議決をしていただきました、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結につきましては、昨日21日に開催されました、いばらき県央地域連携中枢都市圏連携協約締結式におきまして連携協約を締結いたしました。また、同日開催の県央地域首長懇話会において、県央地域の将来像や関係市町村が連携して推進していきます具体的取組の内容等を定めるいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンが承認されましたので、議会のほうにご報告をさせていただくものでございます。

1、都市圏ビジョン策定までの経過及び今後の予定でございます。

まず、経過では、これまで首長懇話会やビジョン懇談会、これらを重ねた上でパブリックコメントを実施しまして、先ほど申し上げました連携協約を締結したところでございます。今後の予定では、本日の議会への報告を行いまして、都市圏ビジョンに基づく施策につきましては4月1日から展開していくということとしてございます。

次のページをお願いいたします。

この2ページ目から6ページまでの別紙1が連携協約書になりまして、繰返しになりますが、昨日21日に水戸市との間で締結した協約書でございます。これには協約の目的や基本方針、連携する取組並びに役割分担などが記載されております。

6ページの次のページからの別紙2でございます。こちらが昨日承認されましたいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンでございます。ただいまご覧いただいております都市圏ビジョンは、昨日の承認前の資料のため、タイトルの上部に（素案）と記載がございいますが、一部文言の訂正など修正を加えた内容で承認はされてございます。今会期中

に議員の皆様には承認となりました最終版を後日お配りいたしますので、ご了承いただければと思います。

この資料の中身につきましては、ボリュームがあるため割愛させていただきますが、48ページ、49ページをご覧ください。

今、通知で出たかと思えますけれども、こちらの49ページの①から51ページの⑩までが具体的に取り組む事業となっております。那珂市では、この30、全ての事業において参加することとしてございます。これら全ての事業につきましては、昨年までに那珂市の各担当課と水戸市の担当課、あるいは構成市町村との検討や協議を経まして、実施展開することとなったものでございます。

次の53ページ以降には、30の各連携事業の概要等が記載されておまして、4月から具体的に進めていく内容ということでございます。

これら都市圏ビジョンに掲げられた連携事業につきまして、水戸市とあるいは近隣市町村と広域的に進めることによりまして、圏域全体の維持と活性化を、そして相乗効果的に那珂市の活性化と住みよさの向上につなげてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何かありますか。特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、これを終了いたしまして、入替えをお願いをいたします。

休憩(午前11時49分)

再開(午前11時50分)

議長 再開いたします。

続いて、那珂市立地適正化計画の策定について、都市計画課長から説明を求めます。

都市計画課長 都市計画課長の渡邊です。ほか6名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、申し訳ございません。着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、那珂市立地適正化計画策定についてをご覧ください。

令和2年度から策定作業を行ってまいりました那珂市立地適正化計画について、令和4年1月の庁議で決定し、3月1日に公表となるため報告するものでございます。

初めに、策定の目的です。今後の人口減少や高齢化社会に対応することを目的として、市街化区域に誘導区域を定め、居住や都市機能の緩やかな誘導を図り、コンパクトで持続可能な集約型都市形成を推進するため、立地適正化計画を策定するものでございます。

次に、これまでの経緯でございます。令和2年第4回定例会及び令和3年7月に臨時で開催されました産業建設常任委員会におきまして、立地適正化計画の制度の概要や那珂市における計画の必要性などについてご説明をさせていただきました。その後、令和3

年3月定例会におきまして、本計画書の案をお示しさせていただいたところでございます。さらに、11月4日の議員勉強会におきまして、改めて計画についてご説明をさせていただいたところでございます。その後、本計画を11月23日に都市計画審議会へ諮問し、原案可決という答申をいただき、この答申を受けまして、本年1月18日の庁議にて本計画を決定されたところでございます。

最後に、別冊の資料といたしまして、那珂市立地適正化計画概要版をご用意しておりますが、この概要版の内容につきましては、昨年11月4日の議員勉強会の際のものと変更はございません。

なお、計画書につきまして現在印刷製本作業中でありまして、本年第1回定例会の会期中に皆様方に配付させていただくという予定になっております。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 何かお尋ねしたいことございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、次に行きます。

続きまして、那珂市耐震改修促進計画の改定について、都市計画課長から説明を求めます。

都市計画課長 それでは、全員協議会資料、那珂市耐震改修促進計画の改定についてをご覧ください。

那珂市耐震改修促進計画の計画期間が今年度で終了することから、その改定について報告するものでございます。

初めに、計画の目的と改定の背景でございます。

那珂市耐震改修促進計画は昭和56年6月より前に建築された建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的としております。このたび、国の建築物耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針と、上位計画であります茨城県耐震改修促進計画の改定に基づきまして、本計画を改定し、本市の耐震化のさらなる促進を図るものでございます。

なお、今回の改定となりますのは、計画の期間と耐震化率の目標でございます。

また、本計画において対象となる建築物ですが、昭和56年6月1日施行されました建築基準法施行令より前に建築されました住宅や、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、または一定数量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等、さらに市有の階数2階以上または200平米を超える建築物としております。

次に、計画の期間でございますが、本計画の上位計画であります県計画に基づきまして、令和4年度から令和7年度までとしております。

次に、耐震化率の目標でございますが、前計画では住宅、特定建築物及び市有の特定建

建築物のいずれも95%の耐震化率を目標としておりましたが、本計画では県計画に基づき、特定建築物のうち地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物の要緊急安全確認大規模建築物と、市内にある広域の緊急輸送路になる指定された道路の沿道にある一定要件を満たした耐震診断義務付け対象建築物につきましては令和7年度までに、住宅と耐震診断義務付け対象建築物以外の特定建築物は令和12年度までに、おおむね改修をするものとしております。

次のページをご覧ください。

本市の耐震化の現状になります。平成30年度末の推計値ですが、住宅の耐震化率は85.9%となっております。また、住宅以外の建築物、いわゆる民間の特定建築物のうち耐震性能が不十分な耐震診断義務付け対象建築物につきましては、市内に存在してございません。さらに、義務付け対象以外の特定建築物につきましては、令和2年度末で92.3%の耐震化率となっております。なお、市で所有しております特定建築物の耐震化率は100%となっております。

次に、計画に位置づける基本的な方針でございます。建築物に関わる防災対策につきましては、所有者が自らの責任において安全を確保することが原則であることから、市は県と連携いたしまして建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な耐震診断費、耐震改修費及び危険ブロック塀の除去費の財政的支援や、当課窓口において耐震化に関する相談、耐震化に関する情報の提供を行い、耐震化の啓発や耐震診断及び耐震改修の促進を図ってまいります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本計画の公表につきましては、本計画の上位計画であります県計画の改定以降に行います。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

お尋ねしたいことはありますか。特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 (午前11時57分)

再開 (午前11時58分)

議長 それでは、再開をいたします。

常任委員会の委員長報告を行います。

原子力安全対策常任委員会、武藤委員長から報告を願います。

武藤議員 令和4年2月22日の全員協議会でもって報告する案件は、去る2月15日の原子力安全対策常任委員会についての内容でございます。

初めに、広域避難に関する避難先との協議の進捗状況です。原子力災害時の広域避難について避難先となる桜川市及び筑西市との協議の進捗状況です。

まず、避難所指定方法の見直しについて。

避難所数の増加に伴う運用上の課題を軽減し、市民等の避難を円滑に行うため、これまでの自治会単位での避難所を割り振る方法から、中継避難所兼拠点避難所で避難所を割り振る方法に見直します。中継避難所兼拠点避難所を避難先市の地区ごとに1か所、下館地区は3か所を設け、避難所への中継所及び同地区への支援拠点とし、中継避難所兼拠点避難所では避難者の受付をし、避難先となる施設を案内するものです。

次に、避難所数を減らす調整について。

県のヒアリングにより示された避難所として利用できる104施設、桜川市29施設、筑西市75施設について、両市と精査し、筑西市の施設9施設を除き95施設、桜川市29、筑西市66施設としました。なお、筑西市と避難所数を減らせるような学校施設の空き教室の使用について協議をしているとのことでした。

次に、避難所の割り振りについて。

本市8地区の避難先について、これまでの割り振りを可能な限り変えずに調整し、中継避難所兼拠点避難所単位で避難所の紐づけをしたとのことでした。

今後の対応について。

新たに追加した避難所の現地確認を引き続き行う。避難所の開設順位等について協議を進める。広域避難に関する感染症対策について協議を進める。施設の統廃合、建て替えなどに伴う代替施設の調整を進める。今後見直される1人当たりの居住面積に伴う県、両市との協議及び再調整を進めるとのことです。

委員から質問があり、避難所レイアウトを見ると健常者をイメージしたものだと思うが、障がい者用のスペースはどのように考えているか。執行部から答弁があり、筑西市、桜川市と協議を行い、福祉避難所として施設のほうを提供していただける協議をしているとのことでした。

また、質問があり、家族全員で一緒に避難できない、親と子供が別の避難所に割り振られる可能性があるかとの質問です。執行部の答弁として、可能な限り一緒に避難所にしたいが、かなり混雑することも考えられるので、まず指定する避難所に行っていただき、その後、調整ができればと考えているということでした。

次に、原子力災害時における避難所面積の見直しについてです。

原子力災害時における避難所面積の見直しについて、現状報告を行うものです。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、災害時における避難所の居住スペースのレイアウトや1人当たりの居住面積の見直し、プライバシーの確保等、避難所環境の改善が課題となっています。県の見直し方針は感染症対策の専門家や国の意見を基に、自然災害時における避難所運営についての検討を行い、県独自の避難所レイアウトを作成し、茨城県避難所運営マニュアルを改訂。

次に、原子力災害時の避難所運営について、自然災害時と変わらないことから、避難所

レイアウトを参考に避難所の確保に向けた検討。

続いて、原子力災害時における1人当たりの居住面積、1人2平米の拡大に伴い、UPZ内14市町村とも連携し、県内外の関係自治体と避難所のさらなる追加に向けた協議。

最後に、避難所となる施設の一部で滞在に適さない非居住スペースを除外せずに避難所面積を算定していた問題については、避難所面積の確定作業を進めているとのこと。現状については、避難所面積の確定作業は県内の避難先はおおむね完了しており、県外の避難先については確認作業中とのことでした。1人当たりの居住面積に関わる検討について、県ではパーティションなど感染防止用資機材の確保を含め検討を進めているとのこと。

今後について。県外の避難所面積を確定、1人当たりの居住面積を確定するとのこと。

以上、報告をいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

確認したいことはありますか。

寺門議員 広域避難所の避難先の1人当たりの専有面積が2平米から、これで言うと今回は県のほうでも3平米以上で、それから4.5平米ですかね、1人当たり、これに見直しを決定して、今後避難先を決めていくということでもいいんですよね、理解はね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

寺門議員 ということになりますと、当然これからどれぐらい作業時間がかかるのか分かりませんが、今まで配布しております避難マップ等も当然見直しをしてお知らせをしていくというような形になるかと思うんですが、その辺も当然見直しを今後していくということになるんですか。

武藤議員 避難マップというものを今後定期的に改善していきたいとのことですので、きっと平米数が多くなるということに伴って、この避難マップもまた変更されるという内容でございます。

寺門議員 はい、分かりました。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、委員長の報告は以上で終了をいたします。

続きまして、その他になります。

事務局から説明があります。

次長 すみません、私のほうからまず、常任委員会の選出の件でご説明をさせていただきます。紙の資料のほうは21ページ、22ページとなります。

委員会のほう2年の折り返しになりまして、2月18日締切りで委員会の希望調査をさせていただきます、それを取りまとめたものが現時点でこのような状態になっており

ます。各3つの委員会で、定数6人のところ産業建設常任委員会の希望者が8名ということで、2名ほど超過している状況でございます。

資料のほう21ページのほうに戻っていただいて、議会構成の委員選出の順序ということで、実際にこれは3月1日に行うものですが、当日もご説明しながら進めてまいります、一応流れだけ今ご説明させていただきます。

常任委員会の委員の選出は現在希望制となっております、定員を超える委員会については議員間で調整することとなっております。流れといたしまして、総務生活、産業建設、教育厚生、3つの常任委員会をまず決めていただきます。それが矢印の下のところになります。

それぞれ決まりましたら、正副委員長の互選を行っていただきまして、その後、議会運営委員会、原子力安全対策常任委員会、広報編集委員会の委員の選出に移ります。それぞれ3つの常任委員会の委員長が議会運営委員会に入ります。もう1人、議会運営委員会のほうを1人選出していただいて、各常任委員会から2名、それから原子力安全対策常任委員会に行く方がそれぞれ2名、広報編集委員会に行く方1名を選出していただきます。

その下の①、②の矢印のところで、議会運営委員会6名と原子力安全対策常任委員会の6名が決まりましたら、そこで正副委員長を互選していただきます。

その後、議会運営委員会と原子力安全対策常任委員会のほうからお1人ずつ広報編集委員会の委員を選出していただきまして、最終的に広報編集委員が6名選出された時点で正副委員長を互選していただいて終了という形になります。

その後、一部事務組合の議員の選出を行います。茨城北農業共済事務組合のほう今年3月31日で解散ということになっておりますので、そちらの選出がなくなりまして、大宮地方環境整備組合と後期高齢者医療広域連合のほうの選出となります。総務生活常任委員会のほうで大宮地方環境整備組合のほうは決めていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

まず、総務生活、産業建設、教育厚生、3つの常任委員会が決まらなないと、この先に進めないものですから、現在ちょっと超過している委員会もございますので、できれば調整していただければと思っております。

続きまして、議会費の予算について説明をさせていただきます。

3月の定例会の中で予算の審議がございますが、その前に議会費の予算を説明させていただきます。

資料のほうは今、タブレットのほうに発信されております。

議会のほうで計上している事業が4つございます。昨年と一昨年、令和2、3年でICTの環境整備事業というものを組んでおりまして、タブレットの調達ですとか映像配信関係に伴う議場と全員協議会室の改修などの事業が終了いたしまして、今年につきまし

てはタブレット導入後の維持費のほうを議会運営費のほうに計上しております。それで4つの事業となっております。

まず、議員人件費でございますが、歳出予算額が1億3,552万4,000円、こちらは議員報酬、期末手当、共済関係の費用となっております。来年の1月市長選に合わせまして補欠選挙が行われる予定でございますので、その分の報酬1人分、3か月分を計上しております。

続いて、議会運営費、こちらは議会運営関係の事務費となっております。先ほど申し上げましたICT化に伴うタブレット等の維持費、運用コスト等です。それから、右側にありますけれども、旅費、交際費、需用費、通信関係のものがこちら役務費に入っております。それから、使用料等につきましてもタブレット関係の使用料等も入っております。それから、負担金、交付金のところは政務活動費が入っております。あとは議長会関係の負担金等が入っております。公課費に関しましては、議会車の車検が入っている関係でございます。

続いて、議員研修事業、こちらは昨年度と同様の金額となっております。議員勉強会、それから各委員会の調査事項に関する研修、視察等の費用を計上しております。

それから、議会広報事業につきましては、年4回の議会だよりの発行に関する費用となっております。来年4年度に関しましては、前回つくりました「ぎかいのおはなし」という子供向け冊子を、2年に1回作成することで進めておりまして、来年度その分の予算を計上しております。ぎかいのおはなし2,500部ということで、小学校6年生と中学校3年生に配る分と、そのほか公共施設、図書館等に配布する分、合わせて2,500部となっております。

私からの説明は以上です。

事務局長 私の方からも議員の研修についてお話ししたいと思います。

まず、お手元に配付してあります、上に「重要」で、「eラーニング開始のお知らせ」ということで個人それぞれに配ってあります。こちらはコンプライアンスの議員研修の一環といたしまして、議会運営委員会のほうで承認いただきましてコンプライアンスの研修を実施するというものでございます。各議員それぞれにログインするパスワードがそこに書いてありますので、お名前と間違いないようお願いしたいと思います。

これはeラーニングといいまして、オンライン研修になります。タブレットを活用いたしまして、後でタブレットのほうにもGメールのほうにもログインのパスワード等の通知を流します。そうすると、その中のURLをクリックしていただくとログイン画面に入れるようになりますので、そちらでそのパスワードを入力していただいて、研修のほうをお願いしたいと思います。

大体約100分で途中でテストがありますので、テストを何回かクリアして一番最後まで到達するという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは期限がございまして、4月5日までの期限でございますので、必ず実施されるよう、1人大体3,800円ぐらいで実施するものなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、別冊の緑色の小さい冊子がありますけれども、これも一応議員のコンプライアンスということで購入いたしまして配付いたしました。最近はコンプライアンスというと一般に法令遵守とかというふうに訳されるんですけども、やはり地方議会議員としてのあるべき姿であるとか、今現在の社会情勢の中でこういうような問題があるよというものが、課題が例示されているような冊子になっておりますので、これからの議員活動に参考にさせていただければ幸ひと思ひます。それもご覧いただければと思ひます。

それから、茨城県の市町村議長会のオンライン研修、先日もラインワークスのほうで流したんですが、最初掲示板で流したところ画面が大きくなかなかたので、再度トークの画面にももう一度流しまして、通知をしたところでは2月28日までの期限になりますので、「地域資源活用における活性化」ということで1時間半ぐらいのお話を聞くような形になりますので、画面で見るとテキストというか資料もそこに映ってその話を聞くような形になりますので、こちらもぜひご活用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 事務局からの説明が終わりましたけれども、何か確認したいことはありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、以上で全ての議事が終了をいたしました。

これにて全員協議会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 (午後0時17分)

令和4年4月21日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎